平成２７年（フ）第１９９号
静岡県焼津市塩津218番地の13　焼津パークハイツ101号、旧住所静岡県焼津市焼津１丁目８番25号　レジデンス焼津102
債務者　菅根　正人
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月31日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４８号
静岡市清水区上１丁目８番10号　平岡アパート１－１
債務者　伊東　辰子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４５号
横浜市旭区本宿町34番地15　ハイツサンポール201
債務者　橋本　幸司
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７１号
鹿児島県いちき串木野市東島平町571番地
破産者　株式会社ロジテックパートナー
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６０１５号
東京都港区西麻布２丁目23－３　＃３
破産者　渡辺赫星こと　李　　赫星
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８４７号
東京都板橋区熊野町37－19－411、開始決定時の住所東京都北区滝野川６丁目９番１号
破産者　大下　賢三
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０５１号
東京都千代田区永田町１丁目11番28号
破産者　康和商事株式会社
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０５２号
東京都世田谷区成城１丁目６－19－201
破産者　千葉　康次
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０５３号
東京都世田谷区成城１丁目６－19－201
破産者　千葉田鶴子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６２７号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目１番10号
破産者　株式会社アンダーチュア
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５９６号
静岡県駿東郡清水町徳倉98－６
破産者　大野　明美
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５７４号
東京都豊島区南池袋２丁目28番２号
破産者　株式会社矢島工務店
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６３２号
東京都杉並区上荻１丁目24番18号
破産者　株式会社スペースデザイン・ファクトリー・エム
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６３３号
東京都杉並区桃井３丁目７－１－307
破産者　伊藤　修一
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５５号
東京都大田区北馬込２丁目12番３号
破産者　有限会社日信運輸
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６５６号
東京都大田区北馬込２丁目12番３号
破産者　株式会社大成梱包
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１号
東京都町田市小山町1618番50
破産者　株式会社Ｆ・コミュニケーション
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３５号
千葉県松戸市高塚新田160－137
破産者　寺嶋　圭子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７号
東京都品川区豊町６丁目21－10
破産者　笠井　正大
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６６号
東京都練馬区大泉学園町２丁目12－２－106
破産者　桐原　　操
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部